第24回社会保障審議会生活保護基準部会

平成28年7月15日

資料2

# 生活扶助基準の水準の検証手法及び今後の検証手法の開発に向けた検討

# 前回の部会(第23回)で出された主な意見

# 〇 水準均衡方式について

# (主な意見)

- 第1・十分位と比較することの客観的な根拠は何か。
- 何を比較するのか、「一般」とは何か、一度整理する必要がある。
- ・ 第1・十分位の伸びがマイナスであったり、相対的貧困線が下がり続けている等の中で何を フェアというのか、突き詰める議論が必要である。
- ・ 第1・十分位といってもモデル世帯の3人世帯で進めていくのか、高齢化、単身化のモデルを 作るのか。

# (主な意見から考えられる論点)

論点① 一般国民の消費水準との比較に当たっては、どの所得分位との比較が適当か。

<u>論点② 一般国民の消費水準との比較の方法として、多様な世帯類型の消費特性を踏まえる</u> 上で、どのようなものが考えられるか。

# ○ 新たな検証手法について

# (主な意見)

- ・ 実際に適用が可能な検証手法を開発するには、複数年にまたがる長期計画が必要である。 部会と並行して開発事業を立ち上げる必要がある。
- 何が最低生活なのか、そもそもの議論とそれについての開発の手法をもう一方で行うと、次につながるのではないか。
- ・ デフレ、経済の低成長、格差拡大の社会の中で、水準均衡方式だけでいいのか、新たな検証 手法を開発する努力が必要である。

# (主な意見から考えられる論点)

<u>論点③ 生活扶助基準における新たな検証手法の検討をどのように進めていくのか。</u>

論点① 一般国民の消費水準との比較に当たっては、どの所得分位との比較が適当か。

### これまでの経緯

- 生活扶助基準の改定方式については、昭和40年から一般国民の消費水準との格差是正を図る格差縮小方式を採用していたが、昭和58年に「変曲点」(※)という概念を用いて、当時の生活扶助基準が一般国民の消費実態との均衡上、ほぼ妥当な水準に達したことを確認し、昭和59年から現行の水準均衡方式へ転換した。
- ※ 消費支出は所得の減少に伴い緩やかに減少するが、ある所得以下になると急激に下方に変曲する点。当時は、夫婦子1人 世帯における消費支出を例にして、年間収入第3·五十分位、第4·五十分位、第5·五十分位付近それぞれに変曲点が存在する と仮定して検証した。
- 水準均衡方式については、生活保護において保障すべき最低生活の水準を、一般国民の生活水準との関連において相対的にとらえるものとして、全国消費実態調査における第1・十分位と設定し、当該分位の消費水準を生活扶助基準の指標としてきた。平成24年検証においても、以下の理由により第1・十分位を採用したが、低所得層の収入が下がっている場合は、第1・十分位に着目することの妥当性について留意が必要とされた。
  - 第1・十分位の平均消費水準が中位所得階層の約6割だった。
  - 国民の過半数が必要と考えている耐久消費財の普及状況が中位所得階層と概ね遜色がなかった。
  - 全所得階層の構成割合からみても、特に第1・十分位が減少しているわけではなかった。
  - · OECDの国際的基準でみても、第1·十分位の大部分が相対的貧困線以下であった。
  - ・ 第1・十分位と第2・十分位の間に消費の変化が大きくみられた。

# 検討方針(案)

○ 平成29年検証における生活扶助基準の水準の検証に当たっては、まずは、これまでの手法と同様に、一般 国民の所得分位間における消費水準の差の分析を行うこととし、その上で、その他の考慮すべき要素の有無を 含めて比較対象とする一般国民の消費水準を検討してはどうか。

# 【具体的な内容】

- 比較対象とする一般国民の消費水準を検討するために、まずは、所得の状況による消費の変動をきめ細かく 分析する観点から、全国消費実態調査の年間収入階級五十分位の各分位における消費水準を分析してはどう か。また、必要に応じて家計調査のデータを補完的に使用してはどうか。
- 所得分位間の消費水準の差の検証については、変曲点及び抵抗線の水準を確認してはどうか。また、その 他に考えられる視点はないか。
  - ・ 変曲点 ある所得以下になると消費支出が急激に下方に変曲する点の水準を最低限度の生活を維持するための 水準とする。
  - ・ 抵抗線 所得が低下するにも関わらず、家計がそれまでの消費パターンを維持しようと消費低下に抵抗する水準と する。
- 「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」によるこれまでの基準見直しの影響に関する検証結果など、 全国消費実態調査及び家計調査以外のデータをどのように活用することができるか。

# これまでの所得分位間における消費水準の差を分析した検証手法

	内容	検証手法	検証結果
昭和 58年	変曲点による検証	<ul> <li>・家計調査(S52~54)を用いて勤労者4人(有業者1人) 世帯について世帯所得50分位別に消費支出を集計</li> <li>・所得の低下に伴い急激に消費支出が減少する点(変曲点)がどこにあるか検証</li> <li>・変曲点の生活扶助相当支出と基準額を比較</li> </ul>	・変曲点は2.99・五十分位にある ・変曲点の生活扶助相当支出額は 基準額とほぼ同等 ・現状の保護基準は概ね妥当な水準 に達したとして水準均衡方式に移行
平 16年 H15 中 まめ	分位間 の支出 額等の 比較	・家計調査(H8~12)を用いて勤労者3人世帯のうち第1~2・五十分位、第3~5・五十分位、第1・十分位、第1・五分位毎に、生活扶助相当支出額、食料費、教養娯楽費等を算出・分位間での生活扶助相当支出額当の差を確認するとともに、生活扶助基準額と比較	・第1~2・五十分位では食費、教養 娯楽費等の減少顕著 ・生活扶助基準は第3~5・五十分位 とほぼ同等 ・生活扶助基準の水準は基本的に ほぼ妥当
		・変曲点による検証 ・第3・五十分位、第4・五十分位、第5・五十分位に変曲点 があると仮定して検証	・変曲点は3.3~3.7·五十分位で存在 すると推計
平成 24年	隣接分 位間の 消費の 統計解 析	・夫婦子1人(有業者あり)世帯及び全世帯について、 第5・十分位以下の各十分位の生活扶助相当支出の 有意差(データのばらつきを考慮した上での平均の差)の 程度を、統計解析により算定	・いずれの世帯でも第1・十分位と 第2・十分位の間で消費の変化が 一番大きい状況を確認 ・基準の展開の妥当性を指数によっ て把握する際に、第1・十分位の 世帯を用いる理由の一つとした

# 一般世帯における年間収入のシェアの推移

# (1) 総世帯

	総数	第1 十分位	第2 十分位	第3 十分位	第4 十分位	第5 十分位	第6 十分位	第7 十分位	第8 十分位	第9 十分位	第10 十分位
H16 世帯年収(万円)	589	132	239	317	384	456	537	635	756	934	1,497
シェア	100%	2.25%	4.06%	5.38%	6.53%	7.74%	9.13%	10.78%	12.85%	15.86%	25.43%
H21 世帯年収(万円)	553	118	216	290	357	424	501	598	720	891	1,417
シェア	100%	2.13%	3.91%	5.23%	6.46%	7.66%	9.06%	10.82%	13.01%	16.11%	25.61%
H26 世帯年収(万円)	533	116	206	275	336	403	481	575	695	861	1,382
シェア	100%	2.18%	3.86%	5.16%	6.31%	7.56%	9.03%	10.78%	13.03%	16.15%	25.93%

# (2) 2人以上世帯

		総数	第1 十分位	第2 十分位	第3 十分位	第4 十分位	第5 十分位	第6 十分位	第7 十分位	第8 十分位	第9 十分位	第10 十分位
S59	世帯年収(万円)	548	184	288	351	406	458	514	582	670	803	1,220
	シェア	100%	3.36%	5.25%	6.41%	7.41%	8.37%	9.39%	10.62%	12.24%	14.67%	22.29%
H元	世帯年収(万円)シェア	665 100%	217 3.27%	335 5.04%	412 6.20%	481 7.23%	547 8.23%	621 9.33%	707 10.62%	816 12.26%	978 14.70%	1,538 23.12%
H6	世帯年収(万円)	784	246	386	479	561	643	735	838	970	1,167	1,814
	シェア	100%	3.14%	4.93%	6.11%	7.15%	8.20%	9.38%	10.69%	12.37%	14.89%	23.14%
H11	世帯年収(万円)	759	235	370	454	534	620	714	819	952	1,143	1,750
	シェア	100%	3.10%	4.87%	5.98%	7.04%	8.17%	9.41%	10.79%	12.54%	15.06%	23.05%
H16	世帯年収(万円)	693	214	336	409	481	556	639	738	863	1,043	1,646
	シェア	100%	3.09%	4.86%	5.90%	6.94%	8.03%	9.23%	10.66%	12.45%	15.06%	23.77%
H21	世帯年収(万円)	648	195	314	381	445	517	598	692	811	983	1,546
	シェア	100%	3.01%	4.84%	5.87%	6.87%	7.98%	9.23%	10.67%	12.51%	15.17%	23.85%
H26	世帯年収(万円)	635	193	302	367	432	505	585	678	795	968	1,529
	シェア	100%	3.04%	4.76%	5.77%	6.80%	7.94%	9.20%	10.68%	12.52%	15.23%	24.07%

# 一般世帯における世帯類型毎の年間収入シェアの分布1-1

■高齢単身世帯

■局町里身世市	F	
年間収入	構成上	上(%)
十分位階級	16年	21年
第1•十分位	2.6%	2.7%
第2•十分位	4.9%	4.7%
第3•十分位	6.2%	6.0%
第4•十分位	7.3%	7.1%
第5•十分位	8.4%	8.2%
第6•十分位	9.5%	9.3%
第7•十分位	10.7%	10.3%
第8•十分位	12.3%	11.8%
第9•十分位	14.3%	14.5%
第10・十分位	23.7%	25.3%

■夫婦子1人世帯

年間収入	構成と	<b>Ľ</b> (%)
十分位階級	16年	21年
第1•十分位	4.2%	4.0%
第2•十分位	5.9%	5.7%
第3•十分位	6.8%	6.7%
第4•十分位	7.7%	7.6%
第5•十分位	8.6%	8.4%
第6•十分位	9.5%	9.4%
第7•十分位	10.7%	10.5%
第8•十分位	12.1%	12.1%
第9•十分位	14.2%	14.3%
第10•十分位	20.2%	21.3%

■若年単身世帯

■右十年才臣「	ק.	
年間収入	構成上	上(%)
十分位階級	16年	21年
第1•十分位	3.3%	2.8%
第2•十分位	5.3%	5.2%
第3•十分位	6.7%	6.4%
第4•十分位	7.8%	7.4%
第5•十分位	8.9%	8.4%
第6•十分位	9.9%	9.6%
第7•十分位	11.2%	10.8%
第8•十分位	12.7%	12.4%
第9•十分位	14.8%	15.2%
第10•十分位	19.5%	21.8%
·	·	

■高齢夫婦世帯

■局齡天婦世帯							
年間収入	構成上	上(%)					
十分位階級	16年	21年					
第1•十分位	3.6%	3.8%					
第2•十分位	5.6%	5.8%					
第3•十分位	6.5%	6.7%					
第4•十分位	7.2%	7.4%					
第5•十分位	7.9%	8.1%					
第6•十分位	8.6%	8.8%					
第7•十分位	9.6%	9.8%					
第8•十分位	10.9%	11.2%					
第9•十分位	13.2%	13.5%					
第10・十分位	26.7%	24.8%					

■母子世帯

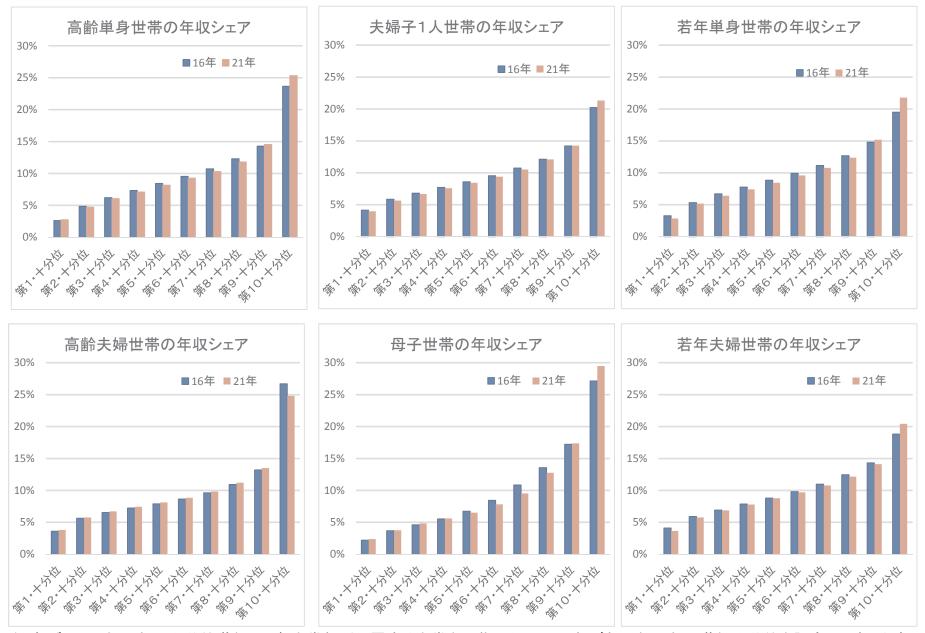
■ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	構成上	۲(%)	
年間収入 十分位階級	16年	21年	
第1•十分位	2.2%	2.4%	
第2•十分位	3.7%	3.8%	
第3•十分位	4.6%	4.8%	
第4•十分位	5.5%	5.6%	
第5•十分位	6.7%	6.5%	
第6•十分位	8.4%	7.8%	
第7•十分位	10.9%	9.5%	
第8•十分位	13.6%	12.7%	
第9•十分位	17.2%	17.4%	
第10•十分位	27.2%	29.5%	

■若年夫婦世帯

年間収入	構成上	<u></u>
十分位階級	16年	21年
第1•十分位	4.1%	3.7%
第2•十分位	5.9%	5.8%
第3•十分位	6.9%	6.9%
第4•十分位	7.9%	7.8%
第5•十分位	8.8%	8.8%
第6•十分位	9.8%	9.7%
第7•十分位	11.0%	10.8%
第8•十分位	12.5%	12.2%
第9•十分位	14.3%	14.1%
第10•十分位	18.8%	20.4%

(注)各表の年間収入十分位階級は、各世帯類型に属する世帯を母集団として、それぞれに年間収入階級十分位を設定して表したもの。<sub>6</sub> (資料) 全国消費実態調査(特別集計)

# 一般世帯における世帯類型毎の年間収入シェアの分布1-2



(注)各グラフの年間収入十分位階級は、各世帯類型に属する世帯を母集団として、それぞれに年間収入階級十分位を設定して表したもの。 (資料) 全国消費実態調査(特別集計)

# 一般世帯における世帯類型別の年間収入の比較

	高齢単身 世帯	高齢夫婦 世帯	夫婦子1人 世帯	母子世帯	若者単身 世帯	若者夫婦 世帯
平均年収	243万円	459万円	649万円	382万円	401万円	661万円
年収中央値	202万円	384万円	560万円	266万円	343万円	600万円
年収中央値 の1/2	101万円	192万円	280万円	133万円	172万円	300万円
第1•十分位值	97万円	236万円	326万円	150万円	171万円	337万円

(資料) 平成21年全国消費実態調査(特別集計)

# 一般世帯における年間収入階級別の平均消費水準及び平均年収の推移1-1

# 2人以上の世帯

			第1•十分位			第1•五分位			第3•五分位	
		平成16年	平成21年	平成26年	平成16年	平成21年	平成26年	平成16年	平成21年	平成26年
平均	习消費支出	189,197円 100.0%	180,578円 100. 0%	177,621円 100. 0%	209,312円 100. 0%	198,765円 100.0%	194,462円 100.0%	301,035円 100. 0%	284,559円 100. 0%	280,302円 100. 0%
	食料	50,370円 26. 6%	48,901円 27. 1%	51,989円 29. 3%	54,375円 26. 0%	l '	55,567円 28. 6%	70,474円 23. 4%	66,894円 23. 5%	70,118円 25. 0%
	住居	17,058円 9. 0%	17,819円 9. 9%	14,140円 8. 0%	18,231円 8. 7%	l '	15,074円 7. 8%	18,929円 6. 3%	18,557円 6. 5%	19,322円 6. 9%
	光熱• 水道	15,759円 8. 3%	15,897円 8. 8%	18,023円 10. 1%	16,337円 7. 8%	l '	18,474円 9. 5%	19,220円 6. 4%	18,637円 6. 5%	20,613円 7. 4%
	家具• 家事用品	6,713円 3. 5%	6,115円 3. 4%	6,686円 3. 8%	7,046円 3. 4%	l '	7,355円 3. 8%	9,520円 3. 2%	9,291円 3. 3%	9,781円 3. 5%
内	被服及び 履物	6,254円 3. 3%	5,428円 3. 0%	5,295円 3. 0%	7,027円 3. 4%	l '	5,837円 3. 0%	12,359円 4. 1%	11,099円 3. 9%	10,370円 3. 7%
訳	保健医療	10,059円 5. 3%	9,301円 5. 2%	9,460円 5. 3%	11,112円 5. 3%	l '	10,400円 5. 3%	12,392円 4. 1%	12,864円 4. 5%	12,188円 4. 3%
	交通• 通信	23,439円 12. 4%	23,162円 12. 8%	23,816円 13. 4%	26,550円 12. 7%	26,557円 13. 4%	26,396円 13. 6%	43,795円 14. 5%	43,383円 15. 2%	44,621円 15. 9%
	教育	3,971円 2. 1%	4,503円 2. 5%	2,704円 1. 5%	4,710円 2. 3%	l '	2,866円 1. 5%	14,317円 4. 8%	11,863円 4. 2%	11,398円 4. 1%
	教養娯楽	16,991円 9. 0%	16,865円 9. 3%	14,940円 8. 4%	19,698円 9. 4%	l '	17,439円 9. 0%	30,607円 10. 2%	30,718円 10. 8%	27,936円 10. 0%
	その他	38,582円 20. 4%	32,585円 18. 0%	30,568円 17. 2%	44,228円 21. 1%	l '	35,054円 18. 0%	69,420円 23. 1%	61,254円 21. 5%	53,956円 19. 2%
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	均年収	214万円	195万円	193万円	275万円	254万円	247万円	598万円	558万円	545万円

(資料) 全国消費実態調査

# 一般世帯における年間収入階級別の平均消費水準及び平均年収の推移1-2

# 2人以上の世帯のうち勤労者世帯

			第1·十分位			第1•五分位			第3•五分位	
		平成16年	平成21年	平成26年	平成16年	平成21年	平成26年	平成16年	平成21年	平成26年
平均	消費支出	205,261円 100.0%	198,750円 100. 0%	198,490円 100. 0%	225,317円 100. 0%	216,725円 100. 0%	215,795円 100.0%	319,047円 100. 0%	309,559円 100. 0%	300,709円 100. 0%
	食料	50,491円 24.6%	48,026円 24. 2%	52,139円 26. 3%	54,092円 24. 0%	51,912円 24. 0%	55,558円 25. 7%	73,261円 23. 0%	68,895円 22. 3%	71,587円 23. 8%
	住居	23,483円 11. 4%	23,408円 11. 8%	21,165円 10. 7%	23,989円 10. 6%	22,605円 10. 4%	20,473円 9. 5%	16,683円 5. 2%	18,737円 6. 1%	19,061円 6. 3%
	光熱• 水道	15,415円 8. 3%	15,616円 8. 8%	17,725円 10. 1%	15,999円 7. 8%	· ·	18,179円 9. 5%	19,299円 6. 4%	18,731円 6. 5%	20,257円 7. 4%
	家具• 家事用品	6,101円 3. 5%	5,949円 3. 4%	6,618円 3. 8%	6,744円 3. 4%	6,697円 3. 5%	7,253円 3. 8%	9,519円 3. 2%	9,123円 3. 3%	9,746円 3. 5%
内	被服及び 履物	7,471円 3. 3%	6,653円 3. 0%	6,494円 3. 0%	8,277円 3. 4%	7,534円 3. 1%	7,224円 3. 0%	13,723円 4. 1%	12,665円 3. 9%	12,215円 3. 7%
訳	保健医療	8,659円 5. 3%	7,819円 5. 2%	8,015円 5. 3%	9,424円 5. 3%	8,971円 5. 2%	9,123円 5. 3%	11,369円 4. 1%	12,112円 4. 5%	11,408円 4. 3%
	交通• 通信	30,489円 14. 9%	32,750円 16. 5%	32,952円 16. 6%	35,093円 15. 6%	35,047円 16. 2%	36,490円 16. 9%	47,849円 15. 0%	50,606円 16. 3%	51,818円 17. 2%
	教育	8,386円 4. 1%	9,380円 4. 7%	7,205円 3. 6%	9,486円 4. 2%	· ·	8,332円 3. 9%	20,230円 6. 3%	19,868円 6. 4%	19,612円 6. 5%
	教養娯楽	16,584円 8. 1%	15,888円 8. 0%	14,875円 7. 5%	18,608円 8. 3%	18,796円 8. 7%	17,173円 8. 0%	31,796円 10. 0%	31,655円 10. 2%	28,298円 9. 4%
	その他	38,182円 18. 6%	33,261円 16. 7%	31,302円 15. 8%	43,604円 19. 4%		35,990円 16. 7%	75,317円 23. 6%	67,166円 21. 7%	56,707円 18. 9%
ম	均年収	272万円	256万円	261万円	341万円	322万円	325万円	677万円	646万円	644万円

(資料) 全国消費実態調査

# 検証作業に関係する主な調査データ

	全国消費実態	家計調査	被保護者調査	社会保障生計	家庭の生活実態及び
	調査(総務省)	(総務省)	(厚労省)	調査(厚労省)	生活意識調査(厚労省)
目的	家計の収入・支出及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査。全国及び地域別の世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにする。	国民生活における家計収支の実態を把握し、国の経済政策・社会政策の立案のための基礎資料を提供する。	被保護世帯等の受給状況、実態、特に保護の決定状況、世帯員の状況を把握し、生活保護制度及び厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得る。	生活保護受給世帯の 家計の実態を把握し、 生活保護制度及び厚 生労働行政の企画運 営に必要な基礎資料 を得る。	生活保護受給世帯の 生活実態及び生活意 識を把握し、生活保 護制度及び厚生労働 行政の企画運営に必 要な基礎資料を得る。
調査対象	約56,400世帯 査対象 (うち単身は 約9,000世帯 約4,700世帯)	約1,600,000世帯 (生保護受給世帯 全数)	約1,110世帯	約32,800世帯(一般) 約1,110世帯(生保)	
主な調査 事項	・収入 ・支出 ・主要耐久消費財等 ・貯蓄 ・借入金残高 ・世帯 ・住居	·収入 ·支出 ·購入頻度 ·貯蓄 ·負債現在高 ·世帯 ·住居	○月次調査 世帯数、人員数、扶 助の種類、世帯類型、 保護の開廃等 ○年次調査 加算、控除、年金、 保護の決定状況、世 帯員の状況等	・収入 ・支出 ・世帯 ・就労の状況 ・在学の状況 ・保護の決定状況 ・加算の受給状況	・家庭の状況 ・家庭の生活実態及び生活意識(普段の生活、耐久材の保有状況、生活の満足度、レジャーや社会参加など)
直近の 調査時期	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		〇月次調査 毎月 〇年次調査 平成27年7月	平成27年度	平成28年7月予定
直近 データの 使用可能 な時期	の し、入手次第特別集計を開始予定 能 ※家計調査については、平成22年から平成		〇月次調査 調査時から約3ヶ月 以降(速報値) 〇年次調査 平成28年秋頃の 予定	平成29年度明けの 予定 ※平成26年度分は 使用可能	平成28年度末の 予定 ※所得階級別の集計 は、平成29年秋頃の 予定

# 平成28年家庭の生活実態及び生活意識に関する調査の実施について

# (調査の概要)

○ 次期生活保護基準の検証及び生活保護制度全般を予断無く検証するため、一般世帯 及び生活保護世帯の生活実態を明らかにし、生活保護世帯と一般世帯のうち低所得世 帯の生活実態の比較等を行うことにより、今後の生活保護制度の検討に向けた基礎資 料とする。

# (調査の対象)

- 〇 一般世帯···平成28年国民生活基礎調査の所得票を実施した世帯のうち1,640単位区 約30,000世帯
- 〇生活保護世帯···平成28年度社会保障生計調査の調査世帯となっている生活保護世帯 1,110世帯全て。

# (調査の内容)

○ 家庭の状況、普段の生活、耐久財の保有状況、親族・近隣とのおつきあい、レジャーや 社会参加、家計の状況、育児・子育て・子どもの教育

# (調査実施日)

〇 平成28年7月14日(木)。一般世帯は国民生活基礎調査(所得票)と同時実施。ただし、 生活保護世帯は社会保障生計調査(平成28年7月分)と同時実施

# (集計及び結果の公表等)

○ 電子計算機により集計を行い、その結果は「平成28年家庭の生活実態及び生活意識」 に関する調査報告書」として公表する。

12

論点② 一般国民の消費水準との比較の方法として、多様な世帯類型の消費特性を踏まえる上で、 どのようなものが考えられるか。

# これまでの経緯

- 平成19年検証では、勤労3人世帯(33歳、29歳、4歳)及び単身世帯(60歳以上)を標準世帯と考え、それらの 世帯の生活扶助基準と第1・十分位の消費水準の比較をして検証を行った。
- 平成24年検証では、特定の世帯類型を設定せずに、第1・十分位に属する世帯全体のデータを用いて年齢、世帯人員、級地別に消費水準の差を回帰分析等を用いて指数化し、生活扶助基準との比較検証を行った。この手法については、本部会報告書において透明性の高い一つの妥当な手法であるとの評価がなされている。

### 検討方針(案)

○ 平成29年検証における生活扶助基準の水準の検証は、平成24年検証における消費水準の指数化を行う手法を生かす形で行うこととしてはどうか。

### 【具体的な内容】

- 平成24年検証の手法は、年齢、世帯人員、級地別の消費水準を推計して生活扶助基準に反映させるものであり、世帯類型にかかわらず比較対象とする一般国民の消費水準との均衡が図られる方法と言えるのではないか。
- このため、生活扶助基準の水準の検証は、例えば、特定の世帯類型を設定せずに、比較対象とする一般国民の一人当たりの消費水準と一人当たりに換算した生活扶助基準額を比較するなど、平成24年検証の手法を生かす形で行うこととしてはどうか。また、この場合には、様々な世帯類型別に、一般国民の消費水準と平成24年検証の手法により算出した生活扶助基準額を確認的に比較してはどうか。
- 平成24年検証における消費水準の指数化の手法の細部について、必要に応じて改善を加えてはどうか。

# 平成24年検証における生活扶助基準の指数展開について

平成24検証における生活扶助基準の指数展開を再現すると、以下のとおりとなる。

### 1. 年齡体系(第1類費)

第1・十分位に属する世帯のデータを用いて回帰分析を行うことにより、各年齢区分の第1類費相当の消費 支出の理論値を算出し、指数化。

### 〇年齢区分別消費支出(第1類費)(60~69歳を1とした指数)

0~2歳	3~5歳	6~11歳	12~19歳	20~40歳	41~59歳	60~69歳	70歳以上
0.78	0.81	0.82	0.86	0.87	0.96	1.00	0.84

### 2. 世帯人員体系

世帯人員別に第1・十分位における平均消費支出額を求めて指数化。なお、第1類費相当の消費支出については、年齢体系で求めた指数を用いて年齢構成が異なることによる消費への影響を除去している。

### ○ 世帯人員別消費支出(単身世帯を1とした指数)

	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
第1類費	1.00	1.54	2.01	2.34	2.64
第2類費	1.00	1.34	1.67	1.75	1.93

### 3. 地域(級地)差

級地毎に第1・十分位に属する世帯の平均消費支出額を求めて指数化。なお、第1類費相当の消費支出については、世帯人員体系と同様に、年齢構成の差による消費への影響を除去。さらに、第1類費・第2類費相当合計の消費支出については、世帯人員体系で求めた指数を用いて世帯人員数による消費への影響を除去している。

### ○級地別消費支出(1級地-1を1とした指数)

1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1.00	0.96	0.90	0.90	0.87	0.84

# 平成24年検証における生活扶助基準の指数展開について(続)

4. 第1類費の基準額表(指数)について 年齢区分別、級地別の指数については、1および3で求めた各指数を掛け合わせることにより算出

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地−2
	(1.00)	(0.96)	(0.90)	(0.90)	(0.87)	(0.84)
0~2歳 (0.78)	0.78	0.75	0.70	0.70	0.68	0.66
3~5歳 (0.81)	0.81	0.78	0.73	0.73	0.70	0.68
6~11歳(0.82)	0.82	0.79	0.74	0.74	0.71	0.69
12~19歳(0.86)	0.86	0.83	0.77	0.77	0.75	0.72
20~40歳(0.87)	0.87	0.84	0.78	0.78	0.76	0.73
41~59歳(0.96)	0.96	0.92	0.86	0.86	0.84	0.81
60~69歳(1.00)	1.00	0.96	0.90	0.90	0.87	0.84
70歳以上(0.84)	0.84	0.81	0.76	0.76	0.73	0.71

5. 第2類費の基準額表(指数)について 世帯人員別、級地別の指数については、2および3で求めた各指数を掛け合わせることにより算出

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地−1	3級地−2
	(1.00)	(0.96)	(0.90)	(0.90)	(0.87)	(0.84)
単身世帯(1.00)	1.00	0.96	0.90	0.90	0.87	0.84
2人世帯(1.34)	1.34	1.29	1.21	1.21	1.17	1.13
3人世帯 (1.67)	1.67	1.60	1.50	1.50	1.45	1.40
4人世帯 (1.75)	1.75	1.68	1.58	1.58	1.52	1.47
5人世帯 (1.93)	1.93	1.85	1.74	1.74	1.68	1.62

※ 基準額の反映に当たっては、激変緩和の観点から、見直しの影響を一定程度に抑えた反映を行っている ため、表4及び5中の指数と実際の基準額を指数化した値とは一致しない。

# 生活扶助の検証における「標準世帯」について

# 標準世帯の意義

- (a)生活扶助基準の改定に際して生活扶助基準の基軸となる世帯(夫婦子一人の標準3人世帯 (夫33歳、妻29歳、子4歳))として利用
- (b) 国民に生活保護の基準を分かりやすく説明する際にモデルを設定して利用
  - → (b)は、標準3人世帯以外に単身世帯等も示しているため、実質的には(a)の役割が強い。

# 生活扶助基準に関する検討会報告書(抄) 平成19年11月30日

仮に<u>生活扶助基準の体系が消費実態と整合性が取れているのであれば、現行のように、必ずし</u> <u>も標準3人世帯を基軸として基準額を設定する方式をとる必要はなく</u>、また要保護者の保護の基 準の設定という点では、複数人数世帯より単身世帯に着目して生活扶助基準を設定することが可能である。

※ 平成19年検証においては、夫婦子一人の標準3人世帯だけではなく、単身世帯についても水準の評価・ 検証が行われた。

# 基準の展開について

○ 平成24年検証においては、第1・十分位に属するすべての世帯のデータを用いてその消費実態を 年齢、世帯人員、級地別に指数化し、その指数に生活扶助基準額を近づけることにより、一般低所 得世帯における消費実態との整合性を図った。

# 論点③ 生活扶助基準における新たな検証手法の検討をどのように進めていくのか。

### これまでの経緯

- 平成24年検証において、現行の水準均衡方式は、経済状況により一般世帯の生活水準が変動するとそれに合わせて変動する方式であり、経済変動によっては基準の低下ということが起こり得ることから、新たな検証手法の検討が必要である旨、報告書に盛り込まれた。その後、本部会において議論を行ったが、具体的な検討には至っていない状況である。
- 本部会の議論の中で、新たな検証手法の検討に当たっては中長期的に検討を進めるべきではないかという 意見があった。

### 検討方針(案)

- 生活保護法により保障する「最低限度の生活」の水準の考え方について中長期的に検討を行っていくため、 調査研究事業を行うこととしてはどうか。
- 仮に調査研究事業を行うこととした場合、生活保護法により保障する「最低限度の生活」の水準の考え方を 検討するに当たり、例えば以下のような論点があると考えられる。
  - 最低生活に必要なものの内容及びその水準
  - ・ 収入の制約による消費への影響の考慮方法 等

# これまで委員から報告された検証手法の概要

	マーケットバスケット 方式	実態消費アプローチ	MIS手法	主観的最低生活費
概要	最低限必要な物量を1 つ1つ積み上げて最低 生活費を算出する方 法。	赤字黒字分岐点と消費 水準の抵抗線(家計が それまでの消費パター ンを維持しようと消費低 下に抵抗する水準)に 注目して最低生活費を 算出する方法。	属性が近い一般市民が 最低生活に必要なもの を議論して決定。	一般市民を対象に、両極端の質問(①切り詰めるだけ切り詰めて最低限いくら必要か、②つつましいながらも人前で恥ずかしくない社会生活を送るためにいくら必要か)を行い、主観的な最低生活費の幅を検証。
特徴	具体的な内訳があり、 その妥当性の判断が 理解しやすい。	家計の法則を用いて、 実態生計から最低生活 費を導くことができる。	一般市民自らが最低生活に必要なものを選定する点で、国民の理解が得られやすい。	一般市民自らが主観的 最低生活費を選定する 点で、国民の理解が得 られやすい。
課題等	恣意性をどこまで排除 できるのか。(選定す る最低生活品目など)	世帯類型などの特定の 条件を満たしうる詳細な 収入階級別のデータサ ンプルをどのように確保 するのか。	恣意性をどこまで排除 できるのか。(調査対象 者の選定、選定する最 低生活品目など)	恣意性をどこまで排除 できるのか。(調査対象 者の選定、選定する最 低生活品目など)

# 参考資料

- 論点① 一般国民の消費水準として用いる所得階層の設定関係 ・・・・・・20p
- 論点② 比較対象とする一般国民の消費水準の比較方法の設定関係 42p

平成15年8月6日 第1回生活保護制度の在り方に 関する専門委員会 資料

### 昭和58年中央社会福祉審議会意見具申における変曲点について

### 生活扶助基準について

- 〇 現行の生活扶助基準の改定は、政府経済見通しの民間最終費支出の伸びを基礎として、国民の消費動向や 社会経済情勢を総合的に勘案して決定することとしており、これは昭和58年12月の中央社会福祉審議会 の意見具申を踏まえたものである。
- 〇 具体的には、この民間最終消費支出の伸びを基礎として、生活扶助以外の対象となる家賃等を除外すると ともに、人口増減の影響を調整して改定率を設定している。

生活扶助基準及び加算のあり方について(意見具申)一抜粋一

(昭和58年12月23日 中央社会福祉審議会)

- 1 生活扶助基準の評価
- (3)・・・、総理府家計調査を所得階層別に詳細に分析した結果、<u>現在の生活扶助基準は、一般国民の消費実態との均衡上</u> <u>ほぼ妥当な水準に達しているとの所見を得た。</u>

しかしながら、国民の生活水準は今後も向上すると見込まれるので、生活保護世帯及び低所得者世帯の生活実態を常時 把握しておくことはもちろんのこと、生活扶助基準の妥当性についての検証を定期的に行う必要がある。

- 2 生活扶助基準改定方式
- (1)生活保護において保障すべき最低生活の水準は、一般国民生活における消費水準との比較における相対的なものとして 設定すべきであり、<u>生活扶助基準の改定に当たっては、当該年度に想定される一般国民の消費動向を踏まえると同時に、</u> <u>前年度までの一般国民の消費水準との調整がはかられるよう適切な措置をとることが必要である</u>。
- (2) また、当該年度に予想される国民の消費動向に対応する見地から、政府経済見通しの民間最終消費支出の伸びに準拠することが妥当である。

なお、賃金や物価はそのまま消費水準を示すものではないので、その伸びは、参考資料にとどめるべきである。

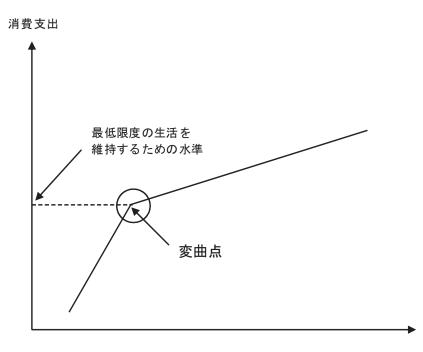
平成15年9月30日 第2回生活保護制度の在り方に 関する専門委員会 資料

### 家計調査特別集計結果の分析による生活保護基準の水準の検証について

- 生活保護において保障すべき最低生活の水準は、一般国民の生活水準との関連において捉えられるべき相対的なものであることは既に認められており、この点については昭和58年の中央社会福祉審議会意見具申においても言及されているところである。
- 〇 生活保護基準の水準評価については、同意見具申において、当時の生活扶助基準は一般国民の消費実態との均衡上、ほぼ妥当な水準に達しているとの評価を受けたところであり、その水準の検証に当たっては、「変曲点」という概念を用いたものである。

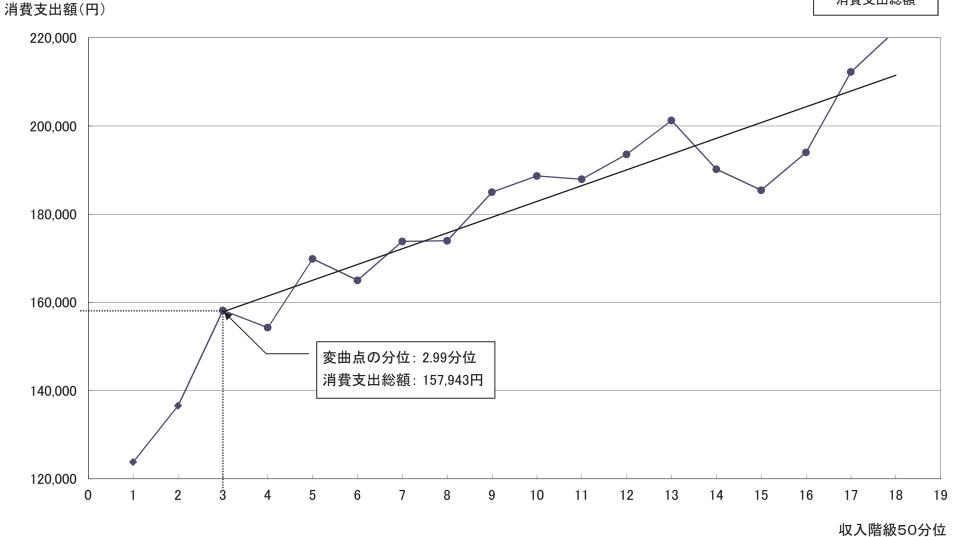
#### (変曲点について)

- ・収入階級ごとの消費支出額を比較すると、所得の減少に伴って、消費支出は ゆるやかに減少するものであるが、ある所得階層以下になると、それまでの ゆるやかな低下傾向と離れて、急激に下方へ変曲する所得分位あることが認 められる。これを「変曲点」と解釈する。
- ・社会的に必要不可欠な消費水準があると仮定すると、所得が減っていっても、この消費水準を維持しようとするが、ある水準の所得を超えて低くなると、この消費水準を維持できなくなり、急激に消費水準が低下するため、このような「変曲点」が生じると解釈できる。この変曲点を境として、以下の水準では最低生活を営むことが難しくなるものと考えられる。



昭和54年家計調査特別集計結果による収入階級別消費支出額 (勤労者4人(有業1人)世帯) 平成15年9月30日 第2回生活保護制度の在り方に 関する専門委員会 資料

> 昭和54年 消費支出総額



平成15年9月30日 第2回生活保護制度の在り方に 関する専門委員会 資料

#### 勤労者3人世帯における変曲点の導出

#### 【消費支出額の傾向から設ける仮定】

- 〇勤労者3人世帯(夫婦子1人世帯)における収入階級別にみた消費支出額に に係るグラフは次頁図1のとおりである。
- 〇消費支出額の傾向から、変曲点が第3/50分位~第5/50分位付近に存在するものと仮定する。 ※注1

#### 【変曲点及び消費支出額の算出】

〇第3/50分位、第4/50分位、第5/50分位とそれぞれ仮定した場合における変曲点及び消費支出額の算出については右記のとおりである。

※注2

#### (注1)

また、第12/50分位を上回ると、消費支出額は暫くほぼ同じ額で推移する傾向がみられることから、これ以降の分位では傾向が異なるものと考えて、第3~第5/50分位から第12/50分位が同じ傾向を有していると仮定する。

#### (注2)

ここでは、上記で設定された第3~第5/50分位以下及び第3~第5/50分位から 第12/50分位の間で推計した相関式を連立方程式とし、ここから両者の交点を求め、 これを変曲点における分位とする。

#### [ 変曲点の算出結果]

変曲点が存在すると 仮定した分位	第3/50分位	第 4 / 5 0 分位	第5/50分位
変曲点における分位	3.70/50分位	3.61/50分位	3.32/50分位
変曲点における消費 支出額	216,746 円	217, 901 円	214,096 円

#### (参 考)

<第3/50分位付近で変曲点が存在すると仮定した場合>

1 ~ 3/50分位 y = 9,892.5 x + 180,118 (相関係数 = 0.9607)
3 ~ 12/50分位 y = 6,297.5 x + 193,429 (相関係数 = 0.6466)
3,595.0 x = 13,311
x = 3.70
よって y = 216,746

#### <第4/50分位付近で変曲点が存在すると仮定した場合>

1 ~ 4/50分位 y = 10,975 x + 178,315 (相関係数 = 0,9806) 4 ~ 12/50分位 y = 5,990.7 x + 196,293 (相関係数 = 0.5492) 4,984.3 x = 17,978 x = 3.61 よって y = 217,901

#### <第5/50分位付近で変曲点が存在すると仮定した場合>

1 ~ 5/50分位 y = 10,505 x + 179,253 (相関係数 = 0.9874) 5 ~ 12/50分位 y = 6,316.3 x + 193,146 (相関係数 = 0.4888) 4,188.7 x = 13,893 x = 3.32 23 よって y = 214,096

平成15年11月18日 第4回生活保護制度の在り方に 関する専門委員会 資料

#### I 勤労者3人(夫婦子1人)世帯における消費実態と生活保護基準との比較について

家計調査特別集計(平成8年~12年平均)

	年間収入階級	全体平均	第 1 ~10 /50分位平均 (第 1 / 5 分位)	第 1 ~ 5 /50分位平均 (第 1 /10分位)	第3~5 /50分位平均	第 1 ~ 2 /50分位平均
消	費支出額	311,619	224,400	210,769	220,925	195,535
生	活扶助相当支出額	207,013	146,126	137,708	143,807	128,559
	食料費	66,170	50,605	48,893	50,241	46,871
	(エンゲル係数)	21.2%	22.6%	23.2%	22.7%	24.0%
	教養娯楽費と交通・通信費と 交際費の合計	51,118	33,439	30,769	32,755	27,789

注1 生活扶助相当支出額とは、消費支出額の全体から、生活保護制度中の生活扶助以外の扶助に該当するもの(家賃・地代等=住宅扶助、教育費=教育扶助、 医療診療代=医療扶助等)、生活保護制度で基本的に認められない支出に該当するもの(自動車関連経費等)、被保護世帯は免除されているもの(NHK 受信料)、最低生活費の範疇になじまないもの(家事使用人給料、仕送り金等)を除いたものである。

注2 交際費は「その他の消費支出」の一部である。

◎ 第1~2/50分位と他の分位との間で消費支出額(生活扶助相当)の格差が大きい主な費目 (詳細別紙)

• 食 料 外食 · 調理食品 (1類費)

・被服及び履物 洋服(1類費)

・教養娯楽 教養娯楽サービス等(1類費・2類費)

・交通・通信 通信費(2類費)

・その他消費支出 こづかい(1類費)

生活保護基準(平成8年~12年平均)

(単位:月額・円)

(単位:月額・円)

生活扶助基準額と 164,008 勤労控除額との合計 164,008		
勤労控除額との合計 164,008	生活保護基準額	186,444
うち 生活扶助基準額 143,409		164,008
	うち 生活扶助基準額	143,409
うち 勤労控除額 20,599	うち 勤労控除額	20,599

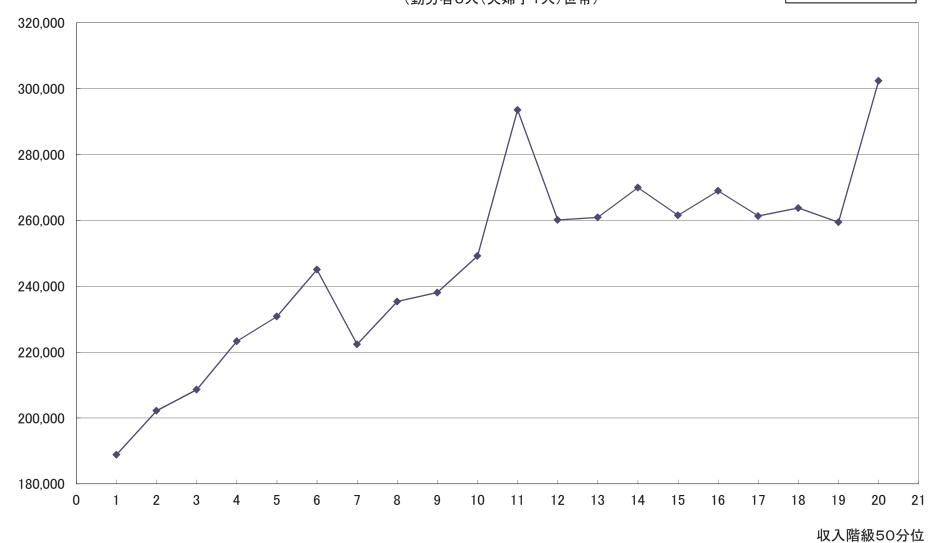
※ 勤労控除は就労に伴う必要経費を控除するものであり、 控除額は就労収入によって異なる。

(15年度上限額: 33,260円・収入額8,000円までは全額控除) なお、上記の勤労控除額 20,599円は、平成8年~12年までの平均控除額である。

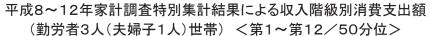
平成15年9月30日 第2回生活保護制度の在り方に 関する専門委員会 資料

平成8~12年家計調査特別集計結果による収入階級別消費支出額 (勤労者3人(夫婦子1人)世帯)

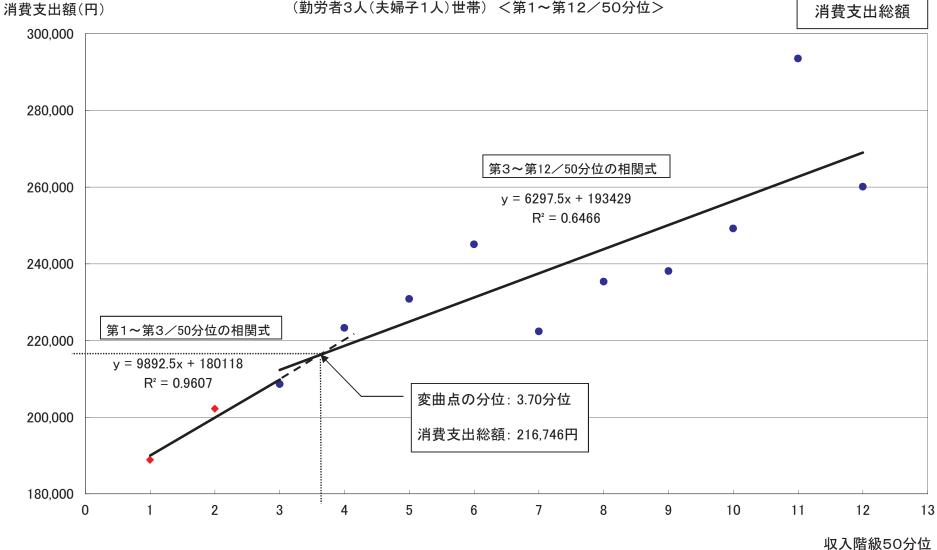
消費支出総額



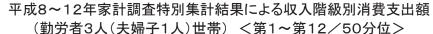
平成15年9月30日 第2回生活保護制度の在り方に 関する専門委員会 資料



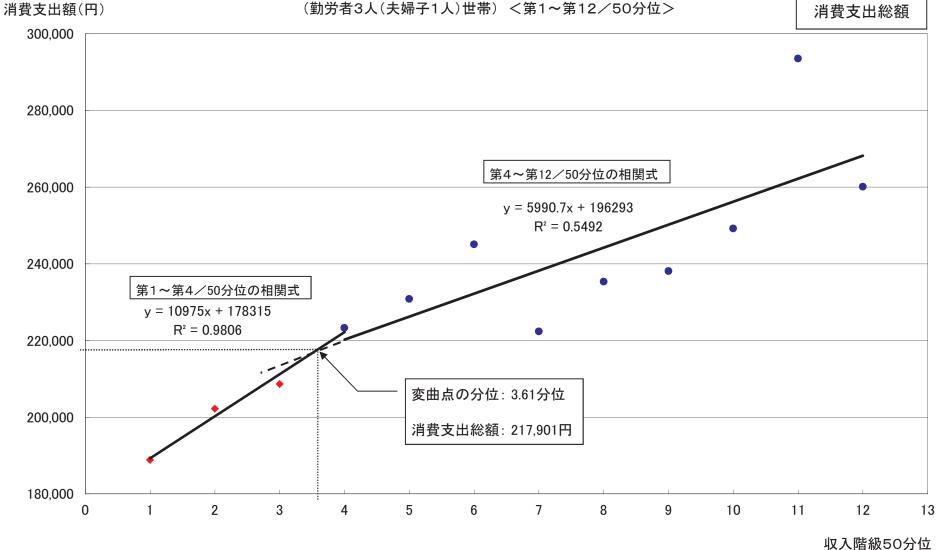
3. 70分位



第2回(H23. 5. 24) 社会保障審議会生活保護 平成15年9月30日 第2回生活保護制度の在り方に 関する専門委員会 資料



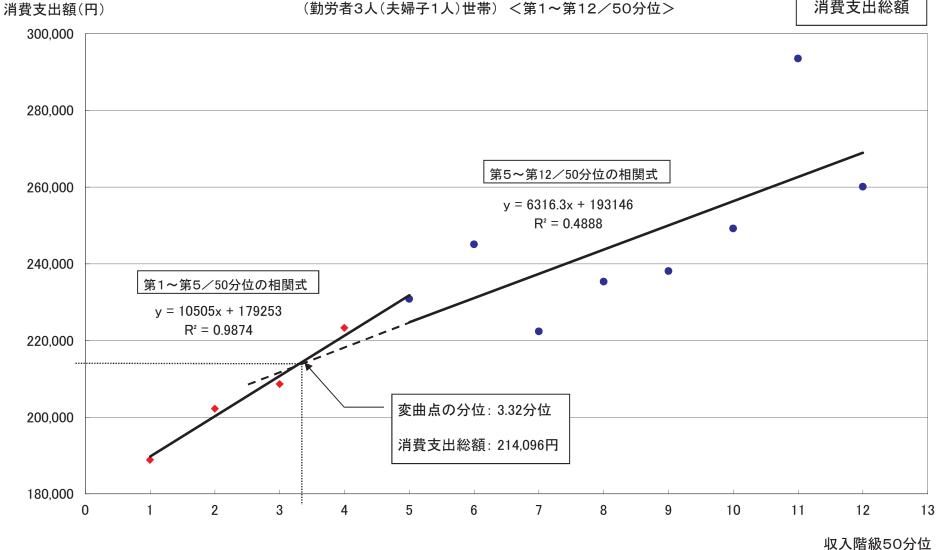
3. 61分位 消費支出総額



平成15年9月30日 第2回生活保護制度の在り方に 関する専門委員会 資料

平成8~12年家計調査特別集計結果による収入階級別消費支出額(勤労者3人(夫婦子1人)世帯) <第1~第12/50分位>

3.32分位 消費支出総額



第12回(H25. 1. 16) 社会保障審議会生活保護 基準部会資料(抜粋)

# 第3・五分位に対する第1・十分位の消費水準について

各十分位及び各五分位別に消費水準を比較すると、第1・十分位の消費水準は、平均的な所得階層である第3・五分位の消費水準の約6割に達している。

世帯類型	第1・十分位の生活扶助相当支出 /第3・五分位の生活扶助相当支出
20~59歳の単身有業世帯	68%
60歳以上の単身世帯	64%
60歳以上の夫婦世帯	62%
夫婦と18歳未満の子1人の有業世帯	66%
夫婦と18歳未満の子2人の有業世帯	71%

(資料) 平成21年全国消費実態調査(特別集計)

# 耐久財の保有状況等について

第11回(H24.11.9) 社会保障審議会生活保護 基準部会資料(抜粋)

一般市民の過半数が必要であると考えている必需品(右表)については、第1十分位と第3五分位の普及率(左表)に概ね差がなく、 必需品が充足されている状況が確認された。

### 1. 総世帯

・生活実態調査項目の普及率の比較

		第1十分位・第3五分位層 における普及率(注)		
項目 No.		全消第1十分 位相当(x)	全消第3五分 位相当(y)	(x/y)
	集計世帯数→	n=3,289	n=3,508	
1	少なくとも年に1,2回程度は下着を購入	99%	100%	0.99
2	必要なとき医者にかかる	90%	97%	0.93
3	必要なとき歯医者にかかる	71%	87%	0.81
4	風邪をひいたとき医者にかかるか市販薬を飲む	90%	95%	0.94
5	冷蔵庫	98%	99%	0.98
6	自動炊飯器	91%	95%	0.96
7	洗濯機	97%	99%	0.98
8	カラーテレビ	96%	99%	0.98
9	電気掃除機	95%	99%	0.96
10	親族の冠婚葬祭に少なくともときどきは出席	84%	95%	0.88
11	トイレが世帯専用である	96%	98%	0.98
12	台所が世帯専用である	96%	98%	0.98
13	浴室が世帯専用である	91%	97%	0.94
14	全員に十分なふとんがある	93%	97%	0.96
15	生命保険(年金含む)に加入	55%	88%	0.62

一般市民					
項目 No.	項目	「必要」と回答した割合			
	集計世帯数→	n=1,409			
- 1	新しい下着(1年に1回以上)	60%			
2	必要な時に医者にかかれること	95%			
3	必要な時に歯医者にかかれること	93%			
4	風邪薬・鎮痛剤・塗り薬などの市販の薬	68%			
5	冷蔵庫/冷凍庫	89%			
6	炊飯器	75%			
7	洗濯機	83%			
8	テレビ	65%			
9	掃除機	69%			
10	親戚の冠婚葬祭への出席(ご祝儀等を含む)	53%			
11	家族専用のトイレ	66%			
12	家族専用の炊事場(キッチン)	68%			
13	家族専用の浴室(お風呂・シャワー)	68%			
14	家族人数分のベッドまたは布団	78%			
15	生命保険等(死亡・障害・病気など)	58%			
16	年金保険料の支払い/年金受給	75%			

資料: (左表) 平成22年家庭の生活実態及び生活意識に関する調査(厚生労働省保護課)

(右表) 2011年社会的必需品調査(厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)) 貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究 (研究代表者 阿部彩)の一環として行われたもの

- ※上記の項目は「2011年社会的必需品調査」(n=1409, インターネット調査、2011年3月実施、対象20歳以上)によって、回答者の50%以上が「必要であり、入手することができるべきである」と答えた項目。 これらの項目は「社会的必需品(Socially Perceived Necessities)」と理論づけられる。
- (注) **普及率** = ある・もっている・している世帯数/(全世帯数 必要ない・したくないからない・持っていない・しない世帯数) [選好欠如が考えられる項目の場合] = はい(欠如していない) と答えた世帯数/全世帯数 [選好欠如が考えられない項目の場合]

(参考) 2011年社会的必需品調査における質問

問 現在の日本の社会において、すべての人にあてはまる生活水準についてお聞きします。 次の(1)~(67)の各項目は、現代の社会生活をおくるために、必要であり、すべての人が得ることができるべきと思いますか。 以下の3つの選択肢の中から、最もあなたの考えに近いものを一つだけ選んでください。(○はそれぞれ1つずつ)

# 耐久財の保有状況等について

### 2. 夫婦と子1人

・生活実態調査項目の普及率の比較

			ト分位・第3五分 おける普及率()	
		1=	È)	
項目 No.		全消第1十分 位相当(x)	全消第3五分 位相当(y)	(x/y)
	集計世帯数→	n=153	n=196	
1	少なくとも年に1,2回程度は下着を購入	98%	99%	0.99
2	必要などき医者にかかる	94%	96%	0.97
3	必要などき歯医者にかかる	81%	90%	0.90
4	風邪をひいたとき医者にかかるか市販薬を飲む	96%	95%	1.02
5	冷蔵庫	99%	98%	1.01
6	自動炊飯器	93%	96%	0.97
7	洗濯機	99%	98%	1.01
8	カラーテレビ	99%	98%	1.01
9	電気掃除機	99%	99%	1.00
10	親族の冠婚葬祭に少なくともときどきは出席	92%	95%	0.97
11	トイレが世帯専用である	98%	99%	0.99
12	台所が世帯専用である	98%	98%	1.00
13	浴室が世帯専用である	94%	97%	0.97
14	全員に十分なふとんがある	96%	96%	1.01
15	生命保険(年金含む)に加入	83%	89%	0.93

	一般市民	
項目 No.	項目	「必要」と回答した割合
	集計世帯数→	n=1,409
1	新しい下着(1年に1回以上)	60%
2	必要な時に医者にかかれること	95%
3	必要な時に歯医者にかかれること	93%
4	風邪薬・鎮痛剤・塗り薬などの市販の薬	68%
5	冷蔵庫/冷凍庫	89%
6	炊飯器	75%
7	洗濯機	83%
8	テレビ	65%
9	掃除機	69%
10	親戚の冠婚葬祭への出席(ご祝儀等を含む)	53%
11	家族専用のトイレ	66%
12	家族専用の炊事場(キッチン)	68%
13	家族専用の浴室(お風呂・シャワー)	68%
14	家族人数分のベッドまたは布団	78%
15	生命保険等(死亡・障害・病気など)	58%
16	年金保険料の支払い/年金受給	75%

資料: (左表) 平成22年家庭の生活実態及び生活意識に関する調査(厚生労働省保護課)

(右表) 2011年社会的必需品調査(厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)) 貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究 (研究代表者 阿部彩)の一環として行われたもの

※上記の項目は「2011年社会的必需品調査」(n=1409, インターネット調査、2011年3月実施、対象20歳以上)によって、回答者の50%以上が「必要であり、入手することができるべきである」と答えた項目。 これらの項目は「社会的必需品(Socially Perceived Necessities)」と理論づけられる。

(注) **普及率** = ある・もっている・している世帯数/(全世帯数-必要ない・したくないからない・持っていない・しない世帯数) [選好欠如が考えられる項目の場合] = はい(欠如していない) と答えた世帯数/全世帯数 [選好欠如が考えられない項目の場合]

# 隣接十分位間の世帯の消費の統計解析

# 1. 夫婦と18歳未満の子1人からなる有業世帯の場合の生活扶助相当支出の分散分析

○ 夫婦と18歳未満の子1人からなる有業世帯の第5・十分位以下の各世帯年収第1・十分位における生活扶助相当支出をみると、下の分位ほど生活扶助相当支出が低い状況が見られるが、分散分析によりこの有意差の度合いをみたところ、次のようになる。

分析対象	F値
第1・十分位と第2・十分位の間	31. 3
第2・十分位と第3・十分位の間	10.0
第3・十分位と第4・十分位の間	2. 5
第4・十分位と第5・十分位の間	6. 7

○ 上の表におけるF値(違いの程度を表す尺度。数値が大きいほど違いが大きい)は、隣接十分位間の生活扶助相当支出の有意差の程度を表している。この結果によれば、第1・十分位と第2・十分位の間で消費の変化が一番大きい状況が認められる。

※ 分散分析とは、複数のグループの平均値に統計的に有意な差(データのばらつきを考慮した上での平均の差)がどの 程度あるかどうかを分析するための手法。 第12回(H25. 1. 16) 社会保障審議会生活保護 基準部会資料(抜粋)

# 2. 全世帯の生活扶助相当支出に関する計量分析

○ 全世帯を分析対象とする場合は、消費水準に世帯人員などの影響があることから、第 1・十分位と第2・十分位の間で消費に一番大きな変化があるかをみるためには、消費に 影響を与える諸要素をコントロールする必要がある。そこで、級地間較差の検証において 定式化した生活扶助相当支出に関する回帰式を第1~第5の各十分位において推定した結 果を用いて、回帰式の構造変化に関する検定(いわゆるChow test)を行う。

この方法を用いて隣接十分位間の回帰式の構造変化の有意差の度合いをみたところ、次のようになった。

分析対象	F値
第1・十分位と第2・十分位の間	25. 9
第2・十分位と第3・十分位の間	11. 9
第3・十分位と第4・十分位の間	14. 0
第4・十分位と第5・十分位の間	7. 8

○ 上の表におけるF値は、隣接十分位間の生活扶助相当支出の回帰式の係数全体としての 有意差の程度を表している。この結果によれば、全世帯の場合についても第1・十分位と 第2・十分位の間で消費の変化が一番大きい状況が認められる。

<sup>※</sup> Chow testとは、消費を回帰分析した結果に基づいて隣り合う各十分位間の消費に有意な差があるかどうかを分析する手法。

# (参考)平成28年家庭の生活実態及び生活意識に関する調査の調査様式

統計法に基づく一般統計調査





統計法に基づく国の 統計調査です。調査 票情報の秘密の保護 に万全を期します。

平成28年

# 家庭の生活実態及び生活意識に関する調査 (社会保障生計調査世帯票)

#### 【お願い】

この調査は、みなさまの家庭の生活実態や生活意識をアンケート形式でお伺いすることによって、我が 国の家庭の生活実態及び生活意識を把握し、今後の社会保障全般のあり方を含めた幅広い議論を行うため の基礎資料を得ることを目的とした大切な調査です。

お答えになった内容については、統計を作る目的以外に使用することは統計法で禁じられており、統計 作成以外の目的に使用することは決してありませんので、ありのままをお答えくださるようお願いいたし ます。

#### 【記入上の注意】

- 1. 調査票は、世帯でひとつですので、世帯を代表する方がまとめてお答えください。
- 2. お答えは該当する番号を○で囲むか、数字を記入してください。
- 質問の内容や、その他わからないことがありましたら、調査員がお伺いしたときにおたずねください。

	都道 府県	市 郡	区町 村
福祉事務	所 名		
福祉事務所	符号		
調査員印	モ 名		
世帯番	号		
級	~=	$ \begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	- 2

#### I 家庭の状況

- 1. あなたの世帯の住居はどれに該当しますか。(1 つにO)
  - 1. 持ち家(一戸建て)
  - 2. 持ち家(マンションなどの集合住宅)
  - 3. 民間の賃貸住宅 (一戸建て)
  - 4. 民間の賃貸住宅 (マンションなどの集合住宅)
  - 5. 都市再生機構・公社・公営の賃貸住宅 (一戸建て)
  - 6. 都市再生機構・公社・公営の賃貸住宅(マンションなどの集合住宅)
  - 7. 勤め先の給与住宅 (一戸建て)
  - 8. 勤め先の給与住宅 (マンションなどの集合住宅)
  - 9. その他
- 2. あなたの世帯の住居は何部屋(玄関や風呂等は含めないでください)ありますか。(1つに〇)

1.	1部屋	4.	4部屋
,	2部屋	5.	5.部屋

- 3. 3 部屋 6. それ以上(具体的に: 部屋)
- 3. あなたの世帯の世帯主には配偶者がいらっしゃいますか。(1つにO)

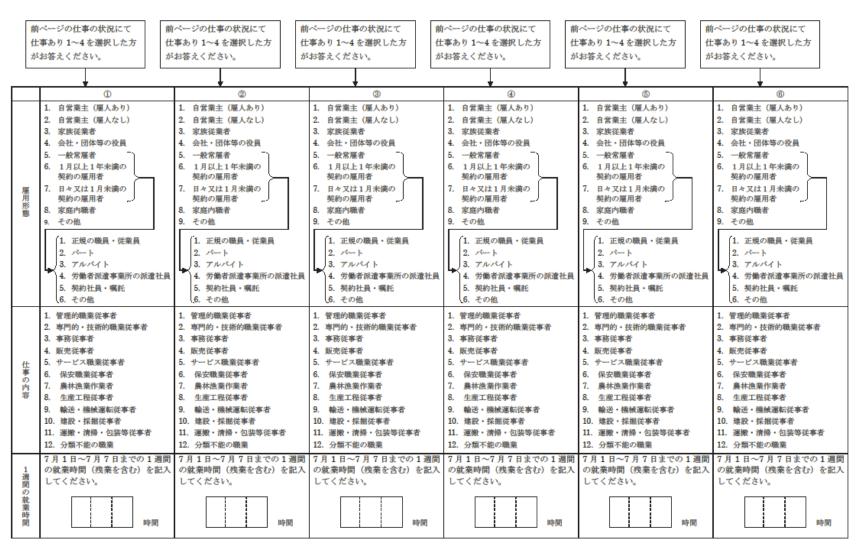
1. 配偶者あり	1. 未婚
2. 配偶者なし ────	2. 死別
(2.の場合は次の理由にも○ (1つ))	3. 剛別

4. あなたの世帯の金融資産は合計でおよそいくらぐらいになりますか。預貯金等を合計した おおよその額でお答え下さい。

万円	万円

- 5. ご家族全員の性、生年月、最終学歴または在学状況、健康状態、仕事の状況についてそれぞれ1つにOまたは数字を記入して下さい。
  - 注 1) 最終学歴には中退は含みません。
  - 注 2) 最終学歴または在学の状況における「3. 専門学校」とは、専修学校の専門課程のみであり、高等課程については「2.高校・旧制中学校」としてください。
  - 注 3) 盲学校、聾学校、養護学校などの特別支援学校を卒業または在学中の場合は、学年等を考慮して該当するものを選択してください。

	①この調査票の記入者	2	等を考慮して談当するものを選択してくたさ ③	<b>④</b>	6	6	
性	1. 男 2. 女	1. 男 2. 女	1. 男 2. 女	1. 男 2. 女	1. 男 2. 女	1. 男 2. 女	
生年月	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成	
最終学歴または	1. 小学校・中学校 2. 高校・旧制中学校 3. 専門学校 (専修学校の専門課程) 4. 短大・高専 5. 大学 6. 大学院 7. 未就学 7. 本学中	1. 小学校・中学校       2. 高校・旧制中学校       3. 専門学校(専修学校の専門課程)       4. 短大・高専     1~6 を選んだ方は下記にも○       5. 大学     方は下記にも○       6. 大学院     ア. 卒業イ. 在学中	1. 小学校・中学校 2. 高校・旧制中学校 3. 専門学校 (専修学校の専門課程) 4. 短大・高専 5. 大学 6. 大学院 7. 未就学 7. 本学中	1. 小学校・中学校 2. 高校・旧制中学校 3. 専門学校 (専修学校の専門課程) 4. 短大・高専 5. 大学 6. 大学院 7. 未就学 7. 本学中	1. 小学校・中学校 2. 高校・旧制中学校 3. 専門学校 (専修学校の専門課程) 4. 短大・高専 5. 大学 6. 大学院 7. 未就学 7. 本業 イ. 在学中	1. 小学校・中学校 2. 高校・旧制中学校 3. 専門学校 (専修学校の専門課程) 4. 短大・高専 5. 大学 6. 大学院 7. 未就学 7. 本学中	
健康状態	1. 良い 2. まあ良い 3. 普通 4. あまり良くない 5. 良くない	1. 良い 2. まあ良い 3. 普通 4. あまり良くない 5. 良くない	1. 良い 2. まあ良い 3. 普通 4. あまり良くない 5. 良くない	<ol> <li>良い</li> <li>まあ良い</li> <li>普通</li> <li>あまり良くない</li> <li>良くない</li> </ol>	<ol> <li>良い</li> <li>まあ良い</li> <li>普通</li> <li>あまり良くない</li> <li>良くない</li> </ol>	1. 良い 2. まあ良い 3. 普通 4. あまり良くない 5. 良くない	
仕事の状況	(仕事あり) 1. 主に仕事をしている 2. 主に家事で仕事あり 3. 主に通学で仕事あり 4. 家事・通学以外のことが 主で仕事あり (仕事なし) 5. 通学のみ 6. 家事・(専業) 7. その他	(仕事あり) 1. 主に仕事をしている 2. 主に家事で仕事あり 3. 主に通学で仕事あり 4. 家事・通学以外のことが 主で仕事あり (仕事なし) 5. 通学のみ 6. 家事(専業) 7. その他	(仕事あり) 1. 主に仕事をしている 2. 主に家事で仕事あり 3. 主に通学で仕事あり 4. 家事・通学以外のことが 主で仕事あり (仕事なし) 5. 通学のみ 6. 家事(専業) 7. その他	(仕事あり) 1. 主に仕事をしている 2. 主に家事で仕事あり 3. 主に通学で仕事あり 4. 家事・通学以外のことが 主で仕事あり (仕事なし) 5. 通学のみ 6. 家事(専業) 7. その他	(仕事あり) 1. 主に仕事をしている 2. 主に家事で仕事あり 3. 主に通学で仕事あり 4. 家事・通学以外のことが 主で仕事あり (仕事なし) 5. 通学のみ 6. 家事(専業) 7. その他	(仕事あり) 1. 主に仕事をしている 2. 主に家事で仕事あり 3. 主に通学で仕事あり 4. 家事・通学以外のことが 主で仕事あり (仕事なし) 5. 通学のみ 6. 家事(尊楽) 7. その他	
	1~4の場合は、次ページの 質問にもお答えください。	1~4の場合は、次ページの 質問にもお答えください。	1~4の場合は、次ページの 質問にもお答えください。	1~4の場合は、次ページの質問にもお答えください。	1~4の場合は、次ページの 質問にもお答えください。	1~4の場合は、次ページの 質問にもお答えください。	
			-3-	$ \bigcup_{i=1}^{n}$		$\prod$	



#### Ⅱ 家庭の生活実態及び生活意識

ここからは、あなたの世帯の現在の状況のほかに生活の意識についてお聞きします。質問の中には、「あなたの世帯では風邪をひいたとき、どのようにしていますか。」などのように、風邪をひいた人や風邪の程度により回答が違うことがあるものがありますが、最も普段の生活にあっているものをお答えください。

#### 【普段の生活について】

- Q1-1. あなたの世帯では1日に2回(2食)以上食事をしていますか。(1つにO)
  - している。
  - していない。
     (2.の場合は右の理由にも○ (1つ))
- 1. 時間的に余裕がないから
- 2. 金銭的に余裕がないから
- 3. その他
- Q1-2. あなたの世帯では2日に1回は、肉、魚、卵などタンパク質を摂っていますか。 (1つにO)
  - 摂っている。
     摂っていない。
     (2.の場合は右の理由にも○(1つ))
- 1. 必要ないから
- 2. 金銭的に余裕がないから
- 3. その他
- Q1-3. あなたの世帯では1日に1回は、野菜を食べていますか。(1つにO)
  - 1. 食べている。
  - 食べていない。
     (2.の場合は右の理由にも○ (1つ))
- 1. 必要ないから
  - 2. 金銭的に余裕がないから
  - 3. その他
- Q1-4. あなたの世帯では1日に1回以上自炊していますか。ただし、電子レンジ等で温めるだけのものやカップ麺等の食事は除きます。(1つにO)
  - している。
  - していない。
     (2.の場合は右の理由にも○ (1つ))
- → 1. 時間的に余裕がないから
  - 2. 面倒だから
  - 3. その他

#### Q1-5. あなたの世帯では外に着ていける服(普段着や部屋着を除く)をどの程度の頻度で購入 していますか。(1つにO)

- 1. ほぼ毎月、衣服を購入している
- 2. 季節の変わり目に、衣服を購入している
- 3. 1年に1、2回程度衣服を購入している -
- 4. ほとんど購入しない
  - (3.~4.の場合は右の理由にも○(1つ))
- 1. 必要ないから
- 2. 金銭的に余裕がないから
- 3. その他

#### Q1-6. あなたの世帯では晴れ着、または礼服を持っていますか。(1つにO)

1. 持っている

- 必要ないから
- 2. 持っていない (2.の場合は右の理由にも() (1つ))
- 2. 金銭的に余裕がないから
- 3. その他

#### Q1-7. あなたの世帯では下着をどの程度の頻度で購入していますか。(1つにO)

- 1. 1年に3回以上、下着を購入している
- 2. 1年に1、2回程度、下着を購入している
- 3. ほとんど購入しない
- Q1-8. あなたの世帯ではどの程度の頻度で入浴(シャワーを含む)しますか。(1つにO)
  - 1. 毎日入浴する
  - 2. 2日~3日に一回は入浴する
  - 3. 1週間に一回は入浴する
- 4. 1週間昭に一回入浴する
- 3. その他
- (2.~4.の場合は右の理由にも○(1つ))
- Q1-9. あなたの世帯では、必要なときに医者、歯医者にかかっていますか。
- (1) 医者 (1つにO)
  - 1. たいていかかっている
  - 2. ときどきかかっている
  - 3. かかっていない
  - (3.の場合は右の理由にも○ (1つ))
- 1. 時間がないから
- 2. 行きたくないから
- 3. 金銭的に余裕がないから
- 4. その他

#### (2) 歯医者 (1つに〇)

1.	たいていかかっている			
2.	ときどきかかっている	(	1.	時間がないから
3.	かかっていない	₹	2.	行きたくないから
	(3.の場合は右の理由にも○ (1つ))			金銭的に余裕がないから
		Į	4.	その他

#### Q1-10. あなたの世帯では風邪をひいたとき、どのようにしていますか。(それぞれ1つにO)

①医者にかかる	1.	2.	
②市販薬を飲む	1.	 2.	

#### 【耐久財の保有状況について】

#### Q2. あなたの世帯の耐久財の有無について伺います。(それぞれ1つに〇) 事業用のもの、または主として事業用に使用しているものは除いてください。

	ある		ない	
		必要ないから	金銭的に余 裕がないから	その他
(1)衣類だんす(作り付けを除く)	1	2	3	4
(2)茶だんす・食器戸棚	1	2	3	4
(3)整理だんす(作り付けを除く)	1	2	3	4
(4)炊飯器	1	2	3	4
(5)電子レンジ	1	2	3	4
(6)給湯器	1	2	3	4
(7)温水洗浄便座	1	2	3	4
(8)ルームエアコン	1	2	3	4
(9)家族全員が座れる食卓	1	2	3	4
(10)電気掃除機	1	2	3	4
(11)カメラ(デジタルカメラを含む)	1	2	3	4
(12)パソコン	1	2	3	4
(13)ベッド・ソファーベッド(作り付けを除く)	1	2	3	4
(14)学習用机	1	2	3	4
(15)電話(固定電話)	1	2	3	4
(16)携帯電話(スマートフォン、PHS を含む)	1	2	3	4
(17)自動車	1	2	3	4
(18)暖房器具 (ルームエアコンを除く)	1	2	3	4

#### 【親族・近隣とのおつきあいについて】

#### Q3-1. あなたの世帯では、別居の家族・親族の中で、親しくおつきあいしている方がいますか。 (1つにO)

1. いる 2. いない

#### Q3-2. あなたの世帯では、近所の方の中で、親しくおつきあいしている方がいますか。 (1つに〇)

1. いる 2. いない

#### Q3-3. あなたの世帯では友人や別居の家族・親族に会いに行きますか。(1つにO)

1.	定期的に行く		
2.	ときどき行く		
3.	ほとんど行かない		時間がないから
4.	まったく行かない	2.	行きたくないから
	(3.、4.の場合は右の理由にも○(1つ))	3.	金銭的に余裕がないから
		4.	友人や別居の家族・親族がいないから
		5.	その他

#### Q3-4. あなたの世帯では親族の冠婚葬祭に出席しますか。(1つにO)

1. 必ず出席する	
2. ときどき出席する	(1. 時間がないから
3. ほとんど出席しない	2. 出席したくないから
4. まったく出席しない	3. 金銭的に余裕がないから
(3.、4.の場合は右の理由にも○(1つ))	4. 親族がいないから
	5. その他

#### 【レジャーや社会参加について】

Q4-1. あなたの世帯ではどの程度泊まりがけの旅行(帰省を含む)をしていますか。(1つにO)

1.	年4回以上		
2.	年2~3回程度		
3.	年1回程度	<u></u>	時間がないから
4.	ほとんど旅行しない ――	2.	行きたくないから
	(4.の場合は右の理由にも○ (1つ))	3.	金銭的に余裕がないから
		4.	その他

Q4-2. あなたの世帯では外食を楽しむ機会がありますか。(1 つにO)

1.	定期的にある		
2.	ときどきある	_	
3.	ほとんどない	1.	時間がないから
4.	まったくない	2.	行きたくないから
	(3.、4.の場合は右の理由にも○(1つ))	3.	金銭的に余裕がないから
		L4.	その他

Q4-3. あなたの世帯のご家族は、ここ1年ほどの間に、ここに示すような活動や行動、あるい は時間の過ごし方をしたことがありますか。(それぞれ、1つに〇)

	ある		ない	
		したくないから	金銭的に余裕 がないから	その他
(1)学習・自己啓発・訓練活動	1	2	3	4
(2)ボランティア活動	1	2	3	4
(3)スポーツ活動(※スポーツ観戦は除 く)	1	2	3	4
(4)スポーツ観戦・各種鑑賞	1	2	3	4

注 1)学習・自己啓発・訓練活動・・・知識・教養を高めるため、仕事に役立てることなどを目的 としたもの。学生の授業の予習・復習は含めません。ただし、学生の部活動は含みます。

(例:外国語、情報処理、介護関係、家政・家事、人文・社会・自然科学、芸術・文化 等) 注2)ポランティア活動・・職業として行っている活動を除きます。

注 3) スポーツ活動・・・単に見物している場合や授業、研修などは除きます。学生の部活動は含みます。

注 4)スポーク観戦・各種鑑賞・・・各種鑑賞とは、美術、演芸・演劇・舞踊、クランック音楽、映画、 コンサート 等を含みます。自宅におけるテレピやCD/DVD 等による観戦、鑑賞は除きます。

- 9 -

Q4-4. あなたの世帯では新聞を購入(配達購入および売店購入)していますか。(1つにO)

1. 定期的に2紙以上購入している	
2. 定期的に1紙購入している	1. 読む時間がないから
3. たまに購入している	2. 読みたくないから
4. 購入していない	<ul><li>→ 3. 金銭的に余裕がないから</li></ul>
(4の場合は右の理由にも○ (1つ))	4. その他

Q4-5. あなたの世帯では週刊誌や月刊誌などの雑誌を購入していますか。(1つにO)

	S = S TELES CARRIES ET S S TO C T = 1 = 0
1. 定期的に購入している	
2. ときどき購入している	,
3. ほとんど購入していない	1. 読む時間がないから
4. まったく購入していない	2. 読みたくないから
(3.、4.の場合は右の理由にも○(1つ))	3. 金銭的に余裕がないから
	4. その他

Q4-6. あなたの世帯では自宅でパソコンやスマートフォンなどによりインターネットを利用 していますか。(1つに〇)

1. いつも利用している	
2. ときどき利用している	
3. ほとんど利用していない	1. 時間がないから
4. まったく利用していない	2. 利用したくないから
(3、4.の場合は右の理由にも○(1つ))	3. 金銭的に余裕がないから
	4. その他

#### 【家計の状況について】

Q5-1. あなたの世帯では過去1年の間にお金が足りなくて家族が必要とする食料が買えないことがありましたか。ただし、嗜好品は含みません。(1つに〇)

1.	何度もあった。
2.	ときどきあった。
3.	ほとんど無かった。
4.	まったく無かった。

Q5-2. あなたの世帯では、病気や事故などの急な出費に、対応することができますか。 (1つにO)

(, ),	
1. できる。	
(1.の場合はおおよその金額を右に記載)	万円
<ol> <li>できない。</li> </ol>	

- 10 -

1.	. している。 Q5-4に進んで下さい。
2	2. していない。
Q 5 <u>-</u>	・4. あなたの世帯では、どのような理由で貯蓄されていますか。(あてはまるものすべてに
1	1 子ども等の進学のため
2	2. 耐久財の購入・修理等のため
3	3. 結婚準備のため
4	<ol> <li>老後のため</li> </ol>
5	5 その他

(2.の場合は右の理由にも○(1つ)) 【3. その他 注:生命保険とは、死亡保障(定期保険、終身保険等)、医療保障(医療保険、がん保険等)、老 後・貯蓄保障(養老保険、個人年金保険、学資保険等)のことを言います。

(1. 必要ないから

2. 金銭的に余裕がないから

Q5-6. あなたの世帯の生活程度は次のどれに入ると思いますか。(1 つにO)

- 1. 上 2. 中の上 3. 中の中 4. 中の下
- Q5-7. あなたの世帯では、現在の暮らしの状況を総合的にみて、どう感じていますか。 (1つにO)
  - 1. 大変苦しい

1. 加入している

2. 加入していない -

- 2. やや苦しい
- 3. 普通

5. 下

- 4. ややゆとりがある
- 5. 大変ゆとりがある

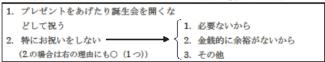
#### 【育児・子育て・子どもの教育について】

- ここからは、高校生以下のお子さんについてお答えください。
- ○高校生と中学生以下の子どもがいる場合。 →Q6-1~9 について全てお答え下さい。
- 〇中学生以下の子どもがおり、高校生の子どもがいない場合。→Q6-1~7 についてお答え下さい。
- ○高校生の子どもがおり、中学生以下の子どもがいない場合。→Q6-8~9 についてお答え下さい。
- 〇高校生以下の子どもはいない場合。

→質問は終了です。ありがとうございました。

ここからは、中学生以下のお子さんがいる場合のみお答えください。

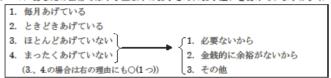
- Q6-1. あなたの世帯では中学生以下のお子さんを有料のレジャー施設(遊園地や動物園など) に遊びに連れていきますか。(1つにO)
- Q6-2. あなたの世帯では中学生以下のお子さんの誕生日を祝いますか。(1 つにO)



Q6-3. あなたの世帯では中学生以下のお子さんの本や雑誌を買っていますか (お子さんが自分で買う場合も含みます)。(1つにO)

1.	買っている	ſ	1.	必要ないから
2.	買っていない	→⊀	2.	金銭的に余裕がないから
	(2.の場合は右の理由にも○ (1つ))	Į	3.	その他

Q6-4. あなたの世帯では中学生以下のお子さんにお小遣いをあげていますか。(1つにO)



#### Q6-5. あなたの世帯では中学生以下のお子さんを学習塾に通わせていますか。(1つにO)

1. 通わせている	1. 本人が行きたがらないから
2. 通わせていない ──	2. 必要ないから
(2.の場合は右の理由にも○ (1つ))	3. 金銭的に余裕がないから
	4. その他

#### Q6-6. あなたの世帯では中学生以下のお子さんを習い事に通わせていますか。(1 つにO)

1. 通わせている	1.	本人が行きたがらないから
2. 通わせていない	2.	必要ないから
(2.の場合は右の理由にも○ (1つ))	3.	金銭的に余裕がないから
	4.	その他

#### Q6-7. 中学生以下のお子さんの進路について、あなたの世帯のお考えをお聞かせください。 (1つにO)



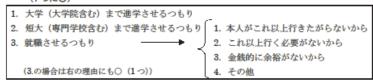
#### 高校生のお子さんがいない場合は、質問は終了です。ありがとうございました。

ここからは、高校生のお子さんがいる場合のみお答えください。

#### Q6-8. あなたの世帯では高校生のお子さんを学習塾に通わせていますか。(1 つにO)



#### Q6-9. 高校生のお子さんの進路について、あなたの世帯のお考えをお聞かせください。 (1つに〇)



ご協力ありがとうございました。

# 主な検証結果 : 水 準

第1回(H23. 4. 19)

社会保障審議会生活保護基準部会資料(抜粋)

※平成19年検証の説明資料

### (現行水準の設定方法)

○ 現行の生活扶助基準の水準については、国民の消費実 態との均衡を維持・調整する「水準均衡方式」を採用。

### (検証方法)

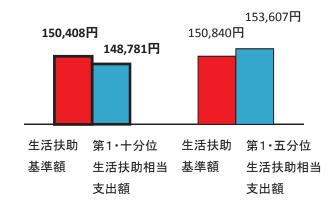
○ 生活扶助基準の水準を評価・検証するに当たっては、低 所得世帯である年間収入階級第1・十分位に着目して、 その消費支出額(具体的には、生活扶助に相当する消費 支出額(生活扶助相当支出額))の水準と生活扶助基準 を比較。

### (検証結果)

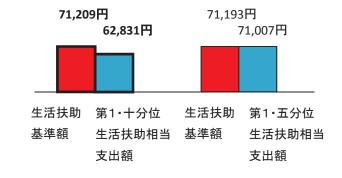
- 現行の生活扶助基準額(右図の赤色)の水準は、生活扶助相当支出額(右図の水色)の水準に比べ
  - ① 夫婦子1人世帯では、やや高め
  - ② 単身世帯では、高めという結果。
- 生活扶助基準額は、これまで第1・十分位の消費水準と 比較することが適当とされてきたが、今回これを変更する 特段の理由はない。

### ◆生活扶助基準と一般消費実態との乖離状況

① 夫婦子1人世帯(有業者あり)



### ②単身世帯(60歳以上)



(資料) 平成16年全国消費実態調査特別集計(①、②共通)